

30 高教福第 1430 号

平成 31 年 3 月 22 日

各市町村（学校組合）教育長 様

高 知 県 教 育 長

「児童手当法の一部を改正する法律の施行に伴う平成 24 年 4 月以降の児童手当の支給等について」の一部改正について（通知）

「児童手当法の一部を改正する法律の施行に伴う平成 24 年 4 月以降の児童手当の支給等について」（平成 24 年 4 月 11 日付け 24 高教福第 60 号高知県教育長通知）の一部を下記のとおり改正することとしましたので、管内の学校長に周知いただきますようお願いいたします。

記

1 第 4 の次に次のように加える。

第 5 支給事由消滅の通知

児童手当を支給すべき事由が消滅したときは、児童手当支給事由消滅通知書（様式第 6 号）又は児童手当認定等請求書（様式第 1 号）により、通知する。

2 様式第 5 号の次に次の 1 様式を加える。

児童手当（特例給付）支給事由消滅通知書

年 月 日

様

任命権者 

次のとおり児童手当（特例給付）の支給事由が消滅したので、通知します。

1 消滅した日 年 月 日

2 消滅の理由

（教示）

- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
 - 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、任命権者になります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

○児童手当法の一部を改正する法律の施行に伴う平成24年4月以降の児童手当の支給等について（通知）

（平成24年4月11日 24高教福第60号高知県教育長通知）

改正 平成31年3月22日 30高教福第1430号高知県教育長通知

児童手当法の一部を改正する法律（平成24年法律第24号。以下「改正法」という。）が、本年4月1日から施行されたことに伴い、改正後の児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）に基づく平成24年4月以降の児童手当（以下「児童手当」という。）の支給要件等が改正されました。

この法に基づく県職員の児童手当の認定、支給等については、下記のとおり取扱うこととしましたので、管内の学校長に周知いただきますようお願いいたします。

記

第1 制度の概要

1 児童の定義（法第3条）

「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であつて、日本国内に住所を有する者又は留学等の理由により日本国内に住所を有しない者をいう。

2 支給要件（法第4条）

（1）支給要件に該当する者（日本国内に住所を有する者に限る。）

ア 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（以下「支給要件児童」という。）を監護し、かつ、生計を同じくする父又は母（支給要件児童に係る未成年後見人があるときは、未成年後見人とする。以下「父母等」という。）

イ 国外にいる父母等が生計を維持している支給要件児童を監護し、かつ、生計を同じくする者で、父母等が指定する者（以下「父母指定者」という。）

ウ 上記ア、イのいずれにも監護されず又は生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、生計を維持する者

（2）その他の支給要件

ア 児童養護施設に入所している児童等については、施設の設置者等に支給

イ 父母が共に児童を監護し、かつ、生計を同じくするときは、生計を維持する程度の高い者に支給

ただし、離婚協議中で別居している場合は、児童と同居している者に支給

3 支給額（法第6条）

（1）平成24年4月分及び5月分

支給要件児童一人につき、次のとおり支給する。

ア 3歳未満 : 月額15,000円

イ 3歳以上小学校修了前 : 月額10,000円（第1子、第2子）
月額15,000円（第3子以降）

ウ 中学生 : 月額 10,000 円

(2) 平成 24 年 6 月分以降

ア 受給資格者の前年の所得（1 月分から 5 月分の児童手当は前々年の所得とする。）が児童手当法施行令の一部を改正する政令（平成 24 年政令第 113 号。以下「改正政令」という。）の施行に伴う改正後の児童手当法施行令（昭和 46 年政令第 281 号。以下「政令」という。）で定める所得額未満である場合

上記（1）のとおり

イ 受給資格者の前年の所得（1 月分から 5 月分の児童手当は前々年の所得とする。）が政令で定める所得額以上である場合

支給要件児童一人につき月額 5,000 円

4 支給方法等

(1) 支給の始期及び終期（法第 8 条第 2 項）

ア 支給の始期

受給資格者が認定請求した日の属する月の翌月から支給

イ 支給の終期

支給すべき事実が消滅した日の属する月まで支給

(2) 支給期月（法第 8 条第 4 項）

毎年 2 月、6 月及び 10 月

5 認定等に関する経過措置等（改正法附則第 3 条）

改正法の施行日の前日において平成 23 年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成 23 年法律第 107 号）に基づく子ども手当（以下「子ども手当」という。）の認定を受けている者が、改正法の施行日において児童手当の支給要件に該当するときは、法に基づく児童手当の認定があったものとみなし、新たに認定請求を行う必要はない。この場合の児童手当は、改正法の施行日の属する月から支給する。

なお、平成 24 年 3 月中に児童の出生等で新たに申請を行う事由が発生したが、月末近くの事由発生等で 3 月中の認定請求を行えなかった場合は、改正政令の公布日（平成 24 年 3 月 31 日。以下「改正政令公布日」という。）から 15 日以内に請求を行えば、平成 24 年 4 月分から支給する。

第 2 認定等の手続き

1 児童手当認定請求書等の取扱い

(1) 認定請求書の様式及び提出方法等

認定請求は、様式第 1 号（児童手当認定等請求書（届））に必要事項を記載し、添付書類（1 部）を添え、市町村教育委員会を経由して教職員・福利課へ提出すること。

(2) 認定請求書の添付書類

児童手当法施行規則の一部を改正する省令（平成 24 年厚生労働省令第 66 号）の施行に伴う改正後の児童手当法施行規則（昭和 46 年厚生省令第 33 号。以下「規則」という。）第 1 条の 4 第 2 項に規定する添付書類

- ア 受給資格者及び児童の属する世帯全員の住民票の写し（世帯主の氏名及び世帯主との続柄を省略していないもの）
- イ 児童と別居している場合又は実子でない児童を養育している場合は、監護・生計同一（維持）申立書（様式第 2 号）
- ウ 児童が留学している場合は、海外留学に関する申立書（様式第 3 号）及び留学の事実がわかる書類等
- エ 請求者が未成年後見人の場合は、未成年後見人に係る申立書（様式第 4 号）及び児童の戸籍抄本
- オ 請求者が父母指定者の場合は、児童の住所地の市町村において交付される児童手当父母指定者指定届受領証
- カ 離婚協議中で別居している父母が共に監護・生計同一要件を満たす場合で、児童と同居する者が請求する場合は、離婚協議中であることを明らかにできる書類
- キ 受給資格者の前年の所得（1 月分から 5 月分の児童手当は前々年の所得とする。）の額を明らかにすることができる市町村長の証明書並びに扶養親族等、老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の有無並びに数についての市町村長の証明書（平成 24 年 4 月分及び 5 月分の児童手当の支給を受けようとする場合の認定請求については不要とし、届への記載も不要とする。）
- ク その他必要に応じて指定する書類

2 児童手当認定請求書以外の請求書等の取扱い

児童手当が認定された職員は、それぞれの事由に応じて次の（1）から（5）までに掲げる手続きを必要とするが、これらの取扱いは、すべて前記 1 の児童手当認定請求書の取扱いに準じて取扱うものとし、（1）から（4）は様式第 1 号、（5）は様式第 5 号によること。

（1）児童手当増額改定請求書の提出（規則第 2 条）

算定の基礎となる児童数が増加した場合に行う手続きで添付書類は、次のとおりであること。

- ア 児童手当の額の増額の原因となる児童の属する世帯全員の住民票の写し（世帯主の氏名及び世帯主との続柄を省略していないもの）
- イ 児童手当の額の増額の原因となる児童と別居している場合又は実子でない児童を養育している場合は、監護・生計同一（維持）申立書（様式第 2 号）
- ウ 児童手当の額の増額の原因となる児童が留学している場合は、海外留学に関する申立書（様式第 3 号）及び留学の事実がわかる書類等
- エ 児童手当の額の増額の原因となる児童の未成年後見人の場合は、未成年後見人に係る申立書（様式第 4 号）及び児童の戸籍抄本
- オ 児童手当の額の増額の原因となる児童の父母指定者の場合は、児童の住所地の市町村において交付される児童手当父母指定者指定届受領証
- カ 離婚協議中で別居している父母が共に監護・生計同一要件を満たす場合で、児童手当

の額の増額の原因となる児童と同居することとなった者が請求する場合は、離婚協議中であることを明らかにできる書類

キ その他必要に応じて指定する書類

(2) 児童手当減額改定届の提出（規則第3条）

算定の基礎となる児童数が減少した場合に行う手続きで添付書類は、次のとおりであること。

ア 算定の基礎となる児童数の減少事由が死亡による場合は、死亡及び死亡年月日の確認できる証明書、その他の場合は減少事由及びその事由の発生日の確認できる証明書等

イ その他必要に応じて指定する書類

(3) 現況届の提出（規則第4条）

受給者は、毎年6月1日から同月30日までの間に、その年の6月1日における状況（必要記載事項は認定請求の場合と同じ。）の届をするよう義務付けられており、添付書類は上記第2の1（2）と同じであること。

(4) 受給事由消滅届の提出（規則第7条）

受給事由が消滅した場合に行う手続きで添付書類は、必要に応じて指定するものであること。

(5) 未支払児童手当請求書の提出（規則第9条）

受給者が死亡した場合において未払額を支払うため、受給者が養育していた児童が提出するもので、添付書類は必要に応じて指定するものであること。

3 経過措置適用者の取扱い

平成24年3月31日において子ども手当の認定を受けている者が、改正法の施行日において児童手当の支給要件に該当するときは、児童手当の認定があったものとみなされることから、認定請求を行う必要はないこと。この場合の児童手当は、平成24年4月分から支給する。

4 経過措置の適用を受けない者の取扱い

平成24年4月1日以降に出生した児童等、新たに支給すべき要件を満たした児童を養育する者は、支給すべき事実が生じた日から15日以内に認定請求を行う必要があること。この場合の児童手当は、支給すべき事実の生じた日の属する月の翌月から支給する。

なお、平成24年3月中に児童の出生等で新たに申請を行う事由が発生したが、月末近くの事由発生等で3月中の認定請求を行えなかった場合は、改正政令公布日から15日以内に請求を行えば、平成24年4月分から支給する。

第3 支給方法等

児童手当の支給期月は、毎年2月（10～1月分）、6月（2～5月分）及び10月（6～9月分）であり、支給期月の給料と同時に給料の支払方法に準じて支払う。

なお、支給期月以外の月に支払う必要がある場合においても、給料の支払方法に準じて支払う。

第4 認定請求の受付開始時期

1 経過措置適用者

経過措置適用者については、認定があったものとみなされることから、認定請求の必要はないこと。

2 経過措置の適用を受けない者

経過措置の適用を受けない者に係る認定請求の受付は、平成 24 年 4 月 2 日から開始する。

第 5 支給事由消滅の通知

児童手当を支給すべき事由が消滅したときは、児童手当支給事由消滅通知書（様式第 6 号）又は児童手当認定等請求書（様式第 1 号）により、通知する。